第三十九条の百九の見出し中「場合」を「場合等」に改め、同条第四項第一号中「交換差金（以下この項及び次項」を「交換差金（以下この号及び次項第一号」に改め、同条第十三項中「法第六十八条の八十四第四項（法第六十八条の八十五第十項において準用する場合を含む。）に規定する適格分割等又は法第六十八条の八十五第四項」を「これらの規定」に、「適格分割若しくは適格現物出資」を「適格分割等」に改める。

第三十九条の百九の二第一項中「第六十八条の八十五の三第一項」を「第六十八条の八十五の二第一項」に改め、同条第二項中「第六十八条の八十五の三第二項第一号」を「第六十八条の八十五の二第二項第一号」に、「次項」を「次項第一号」に改め、同条第三項中「第六十八条の八十五の三第二項第三号の」を「第六十八条の八十五の二第二項第三号の」に改め、同項第一号中「第六十八条の八十五の三第二項第三号」を「第六十八条の八十五の二第二項第三号」に改め、同条第四項中「第六十八条の八十五の三第一項」を「第六十八条の八十五の二第一項」に改め、同条第五項中「第六十八条の八十五の三第四項」を「第六十八条の八十五の二第四項」に改める。

第三十九条の百九の三第一項中「第六十八条の八十五の四第十四項第一号」を「第六十八条の八十五の三第十四項第一号」に、「適用連結親法人」を「並びに当該適用連結親法人」に改め、同条第四項中「第六十八条の八十五の四第十四項第一号」を「第六十八条の八十五の三第十四項第一号」に、「第六十八条の八十五の四第十四項第二号」を「第六十八条の八十五の三第十四項第二号ニ」に、「第六十八条の八十五の三」を「第六十八条の八十五の二」に改め、同条第七項中「第六十八条の八十五の四第一項」を「第六十八条の八十五の三第一項」に改める。

第三十九条の百十二第七項第一号を次のように改める。

一　国外関連取引に係る棚卸資産の法第六十八条の八十八第一項の連結法人及び当該連結法人に係る同項に規定する国外関連者（以下この項から第九項まで及び第十一項において「国外関連者」という。）による購入、製造その他の行為による取得及び販売（以下この号において「販売等」という。）に係る所得が、次に掲げる方法によりこれらの者に帰属するものとして計算した金額をもつて当該国外関連取引の対価の額とする方法

イ　当該国外関連取引に係る棚卸資産と同種又は類似の棚卸資産の非関連者による販売等（イにおいて「比較対象取引」という。）に係る所得の配分に関する割合（当該比較対象取引と当該国外関連取引に係る棚卸資産の当該連結法人及び当該国外関連者による販売等とが当事者の果たす機能その他において差異がある場合には、その差異により生ずる割合の差につき必要な調整を加えた後の割合）に応じて当該連結法人及び当該国外関連者に帰属するものとして計算する方法

ロ　当該国外関連取引に係る棚卸資産の当該連結法人及び当該国外関連者による販売等に係る所得の発生に寄与した程度を推測するに足りるこれらの者が支出した費用の額、使用した固定資産の価額その他これらの者に係る要因に応じてこれらの者に帰属するものとして計算する方法

ハ　(1)及び(2)に掲げる金額につき当該連結法人及び当該国外関連者ごとに合計した金額がこれらの者に帰属するものとして計算する方法

(1)　当該国外関連取引に係る棚卸資産の当該連結法人及び当該国外関連者による販売等に係る所得が、当該棚卸資産と同種又は類似の棚卸資産の非関連者による販売等（(1)において「比較対象取引」という。）に係る第五項、前項、次号又は第三号に規定する必要な調整を加えないものとした場合のこれらの規定による割合（当該比較対象取引と当該国外関連取引に係る棚卸資産の当該連結法人及び当該国外関連者による販売等とが当事者の果たす機能その他において差異がある場合には、その差異（当該棚卸資産の販売等に関し当該連結法人及び当該国外関連者に独自の機能が存在することによる差異を除く。）により生ずる割合の差につき必要な調整を加えた後の割合）に基づき当該連結法人及び当該国外関連者に帰属するものとして計算した金額

(2)　当該国外関連取引に係る棚卸資産の当該連結法人及び当該国外関連者による販売等に係る所得の金額と(1)に掲げる金額の合計額との差額（(2)において「残余利益等」という。）が、当該残余利益等の発生に寄与した程度を推測するに足りるこれらの者が支出した費用の額、使用した固定資産の価額その他これらの者に係る要因に応じてこれらの者に帰属するものとして計算した金額

第三十九条の百十二第七項第四号中「前二号」を「前三号」に改め、同条第十一項中「同項第二号ロに掲げる」を「同項第二号に定める」に改め、同項第一号中「（同条第一項に規定する国外関連者をいう。）」を削る。

第三十九条の百十四第二項第一号イを次のように改める。

イ　その本店所在地国の法令により外国法人税の課税標準に含まれないこととされる所得の金額（法人税法第二十三条第一項第一号に掲げる金額（同法第二十四条第一項の規定の例によるものとした場合に同号に掲げる金額とみなされる金額に相当する金額を含む。以下この項及び次条において「配当等の額」という。）を除く。）

第三十九条の百十四第二項第二号イ中「前号イ(2)に掲げる金額」を「前号イに掲げる所得の金額から除かれるその本店所在地国以外の国又は地域に所在する法人から受ける配当等の額」に改め、同項第四号中「所得の金額が」の下に「ない場合又は」を加え、「第一号イ(1)又は(2)に掲げる金額」を「第一号イに掲げる所得の金額から除かれる配当等の額」に改める。

第三十九条の百十五第一項第一号中「第五項まで」の下に「、第三十三条第五項」を加え、「及び第六十一条の十一から第六十一条の十三まで」を「、第六十一条の十一から第六十一条の十三まで、第六十二条の五第三項から第六項まで及び第六十二条の七（適格現物分配に係る部分に限る。）」に、「第十九号」を「第十号」に改め、同項第四号中「発行済株式等のうちに」を「発行済株式若しくは出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数若しくは総額（以下この節において「発行済株式等」という。）のうちに」に改め、「その株式等」の下に「（株式又は出資をいう。以下この節において同じ。）」を加え、同条第二項第四号中「第三十三条」の下に「（第五項を除く。）」を加え、同項第五号中「第三十九条の百十七第三項第二号」を「第三十九条の百十七第四項第二号」に改め、同条第七項中「第三十三条」の下に「（第五項を除く。）」を加え、「第十九号」を「第十号」に改める。

第三十九条の百十七第四項を削り、同条第三項中「同条第一項に規定する」を削り、「の株式等の」の下に「当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている」を、「有する株式等の」の下に「当該事業年度終了の時における貸借対照表に計上されている」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「同条第一項に規定する」を削り、「特定外国子会社等」という」を「同じ」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第六十八条の九十第三項に規定する政令で定める業務は、同条第一項に規定する特定外国子会社等（以下第五項までにおいて「特定外国子会社等」という。）が被統括会社（次項に規定する被統括会社をいう。以下この項において同じ。）との間における契約に基づき行う業務のうち当該被統括会社の事業の方針の決定又は調整に係るもの（当該事業の遂行上欠くことのできないものに限る。）であつて、当該特定外国子会社等が二以上の被統括会社に係る当該業務を一括して行うことによりこれらの被統括会社の収益性の向上に資することとなると認められるもの（以下この条において「統括業務」という。）とする。

第三十九条の百十七第五項中「第三項」を「前項」に改め、同条第七項第一号中「同項」を「同条第一項」に、「以下この項」を「同条第三項に規定する特定事業を主たる事業とするもの（同項に規定する事業持株会社を除く。）を除く。以下第十一項まで」に改め、同条第八項中「同項に規定する」を削り、同条第九項中「前項に規定する」を削り、同条第十項中「法第六十八条の九十第三項に規定する」を削り、同条第十一項中「同項に規定する」を削り、「主たる事業」の下に「（同項に規定する事業持株会社にあつては、統括業務とする。以下この項において同じ。）」を加え、同条第十二項中「第一項に規定する統括業務」を「統括業務」に改める。